



人口	
(4月1日現在)	
世帯数	1,618
人口	4,778
男	2,215
女	2,563

昭和50年5月10日 / 発行:愛媛県西宇和郡瀬戸町 / 編集:瀬戸町教育委員会



神崎柑橋集荷所完成

昭和49年度に電源立法促進対策事業として事業費三百74万円で神崎柑橋集荷所の建設をおこな
い昭和50年3月25日に完成いたしました。

瀬戸局大久島とも火災のときは「二一九番へ

「二一九」の設置について

瀬戸局の電話が三月十九日より、大久島との電
話に四月二十三日よりダイヤル式に変更されま
した。これにともなって役場に「二一九」が設
置されましたが、火災等の緊急を要する場合に
だけ利用出来ることになっていました。

「二一九」を利用する場合は、じゅうぶん気
をつけて下さい。

なお、電話番号は、瀬戸局、大久島ともに
「二一九」番をまわせばよいことになっていま
す。

おもな内容

- ◆神崎柑橋集荷所完成……………1
- ◆昭和50年瀬戸町議会が開かれて……………2
- ◆昭和50年度住宅金融公庫借入申込み……………2
- ◆町庫の補助制度について……………3
- ◆児童手当の額改定について……………4
- ◆人々のうごき……………5

五月の青空に はためく鯉のぼり

子供の日のある五月に年がとりざたされています。えさせられることは、通疎。この計画を是非実現してにやる住民の減少、特に若 三机をして瀬戸町が依田研い世代の減少、このま、推 半島の中位にふさわしい瀬移すれば我が瀬戸町はファン 戸町を作り、とわの繁栄をコ鳥が鳴く場とわかり町はとげたいものである。滅亡するのではないかとい 町民皆様の御協力によりう気がします。

この要条件をくみくすす。実現をはかることを望まするためには財源の誘致



昭和五十年四月二十五日

瀬戸町議会が開かれて

町長より大要次のような 社会経済状況の概しいな 検挙がなされた。かて昭和四十九年度を送り

新しい昭和五十年代に入っ てまいりました。昭和五十年代は色々と思 思されていますが、国全体 としては経済成長が偏重に ならないよう社会福祉政策 を基本に進められるものと 思われます。

我が瀬戸町としても同 具の政策に順応して充分な 施策を行なわなければなら ません。しかし本町は経済的文化 に非常に後進性が強く、 我が西字和形内に於い ても問題点を多数かか えております。

この問題点は立地条 件による産業収入の貧 困によると思えますし、 これが原因で過疎化が 進むものと思ひます。

三、受付場所
伊予銀行

四、貸付対象者
自分が住むための住宅 を必要とし、土地の準 備ができています方

五、収入金額
平均月収が毎月の償還 金の五倍以上ある方

六、貸付限度額(最高)

公庫借入申込みの受付が 次の要綱で実施されますか ら希望者は早めに申込んで 下さい。

一、貸付の種類
一般個人住宅

二、受付期間
昭和五十年四月二十八 日から融資予定戸数に 達するまで

三、受付場所
伊予銀行

四、貸付対象者
自分が住むための住宅 を必要とし、土地の準 備ができています方

五、収入金額
平均月収が毎月の償還 金の五倍以上ある方

六、貸付限度額(最高)

申込区分	不燃・組立		組木・木造	
	乙	丙	乙	丙
一般申込者	440	580	550	520
老人同居または身体障害者同居増設申込者	490	420	390	360
老人同居または身体障害者同居増設申込者	540	460	440	400



乙 地域
松山町・龍島振興法
により指定された地 域

丙 地域
その他の町町村

七、貸付利率
年 五・五%

八、返済期間
木造・組木
不燃・組立
……十八年以内
……二十五年 以内

九、返済方法
元利均等割賦償還で毎 月払いなお希望により ポリナス払い併用も認 められる。

くわしい事は伊予銀行へ 以上第一回は終了しまし たが第二回受付がありますか ら希望者は伊予銀行に相談 の上申込みして下さい。

児童手当の繰改定 (児童)届出について

児童手当受給者の中で左 記に該当される方がありま したら、昭和五十年五月二 十四日まで、本庁、町民 課まで必ず届出をして下さ い。

一、本年、中学校を卒業し 放職(夜間高校訓練生等 は含まない。)した児童 がある場合。

二、その他、支給要件児童 に変更がある場合。

その他、これに限らず変 給内容に変更が生じた場 合は、すみやかに本庁の 児童手当係に届出て下さ い。もしそのままになっ ておきますと児童手当支 給金の返還をしなければ ならない場合もあります。

「御存じですか」 農業共済組合だより

みかんの共済制度は昭和 四十八年度より発足してい ます。

果樹農家の経営安定を計 るため、果樹共済制度が発 足しました。これは去る昭和四十四年 の伊勢湾台風が直撃のきつ かけとなり昭和四十二年か ら五ヶ年間全国的に主要果 樹の共済制度を試験的に実 施し、その結果、愛媛県の 共済金の支払いは一億六千 万円余にまでなりました。

この支払い額は加入者が負 担した掛金の約三倍も支払 っています。

園では昭和四十八年度より果樹共済制度を法律化し て全国的に発足しましたの で本県としては、温州みか ん、夏みかんを対象として 加入運動を進めています。

尚、詳しく聞き度い方は、 瀬戸町農協内、四字和農業 共済組合瀬戸連絡所まで問 い合わせて下さい。



人々のうごき

昭和五十年三月分 (婚 姻)

(出生)

(死亡)

「おわびと訂正」

広報二月号の五ページで 「昭和五十年瀬戸町建設 事業概要」中、「昭和五十 年二月十三日瀬戸町議会 議員協議会」とあるのは 「昭和五十年一月十四日町 政議員協議会」と訂正しま す。

